

令和6年3月21日	
資料提供	
担当課	技術調査課
担当者	松山・抜井・森下
電話(直通)	073-441-3082

入札制度の一部見直しについて

建設工事の土木一式工事及び委託業務において、近年の資材や労務単価等の上昇を考慮し、小規模な事業者の入札参加機会と、専門工事における新規参入機会を確保、また、八郎山トンネルの施工不良を受けて、トンネルや長大橋における工事の品質確保等を目的とした入札制度の見直しを行います。

適用は、令和6年6月1日以降の入札公告からとなります。

<改定概要>

1. 土木一式工事のランクを区分する予定価格の見直し

土木一式工事におけるDランク工事の予定価格（税抜き）を500万円未満から600万円未満に引き上げます。

2. 「測量一般業務」及び「土木関係建設コンサルタント業務の簡易な構造物の設計等の業務」の業務を区分する予定価格の見直し

- ① 測量一般業務の業務区分Aの予定価格（税抜き）を350万円未満から500万円未満に引き上げます。
- ② 土木関係建設コンサルタント業務の簡易な構造物の設計等の業務区分A1の予定価格（税抜き）を500万円未満から700万円未満に引き上げます。

3. 専門工事の新規参入機会を確保する発注区分や地域条件を見直し

塗装工事(鋼橋塗装・建築塗装、区画線)、鋼構造物工事(鋼橋工事以外)を対象に発注区分や地域条件の見直しを行います。

4. トンネルや長大橋において、工事の品質確保に必要となる管理体制を適正に評価する施工体制確認型総合評価落札方式を導入

- ① 施工体制の確保の確実性や品質確保の実効性についての評価項目を追加します。
- ② 企業や配置技術者の技術力を適正に評価するため、企業に対しては、具体的な技術提案の配点の引き上げや、過去2年間の同業種工事の工事成績を評価項目に追加します。
- ③ 技術者に対しては、過去4年間の工事成績の評価を同業種工事に限定し、配点及び評価基準を引き上げて評価を行います。

5. 国土交通省（近畿地方整備局）発注工事の工事成績の活用について

総合評価落札方式における配置予定技術者の過去4年間の工事成績平均値について、県工事成績を有しない場合に限り、近畿地方整備局発注の県内工事の工事成績を評価対象とします。

※詳細は別紙

1. 土木一式工事のランクを区分する予定価格の見直し

建設工事の土木一式工事において、資材や労務単価の上昇により、同程度の工事量であっても予定価格が上昇し、低価格帯の工事が減少していることから、小規模事業者の入札参加機会を確保するため、ランクを区分する予定価格の見直しを行います。

ランク	予定価格（税抜き）	
C	現行	500万円以上 1,500万円未満
	見直し後	600万円以上 1,500万円未満
D	現行	500万円未満
	見直し後	600万円未満

なお、A, B ランクについては現行のとおり

2. 「測量一般業務」及び「土木関係建設コンサルタント業務の簡易な構造物の設計等の業務」の業務を区分する予定価格の見直し

建設工事に係る委託業務においても、技術者単価の上昇により、同程度の業務量であっても予定価格が上昇し、低価格帯の業務が減少していることから、小規模事業者の入札参加機会を確保するため、業務を区分する予定価格の見直しを行います。

○測量一般業務

区分	予定価格（税抜き）		所属技術者要件
A	現行	350万円未満の業務	測量士が1名以上
	見直し後	500万円未満の業務	
B	現行	350万円以上の業務	測量士又は測量士補が 合わせて3名以上
	見直し後	500万円以上の業務	

○土木関係建設コンサルタント業務の簡易な構造物の設計等の業務

区分	予定価格（税抜き）		所属技術者要件
A 1	現行	500万円未満の業務	技術士等又は RCCM が 合わせて1名以上
	見直し後	700万円未満の業務	
A 2	現行	500万円以上の業務	技術士等又は RCCM が 合わせて2名以上
	見直し後	700万円以上の業務	

3. 専門工事の新規参入機会を確保する発注区分や地域条件を見直し

小規模な専門工事については、新規参入促進の観点から発注区分や地域条件に加え実績条件を個別に設定していますが、資材や労務単価の上昇により予定価格が上昇し、新規参入が可能な工事が減少していることから、新規参入機会を確保するため、以下の工事を対象に発注区分や地域条件の見直しを行います。

○塗装工事(鋼橋塗装・建築塗装)

	発注区分	地域条件	実績条件
現行	1,000万円未満 500万円以上	県内 2ブロック※1	国、和歌山県または高速道路株式会社等の法人 発注による同種工事の元請としての施工実績
	500万円未満	県内 8ブロック※2	上記のほか、下請としての施工実績や和歌山県 を除く地方公共団体発注工事の元請として施工 実績
見直し後	1,000万円未満	県内 2ブロック	国、和歌山県または高速道路株式会社等の法人 発注による同種工事の元請としての施工実績ほ か、下請としての施工実績や和歌山県を除く地 方公共団体発注工事の元請として施工実績

なお、1,000万円以上については現行のとおり

※1：県内2ブロック[海草+那賀+伊都+有田、日高+西牟婁+串本+新宮]

※2：県内8ブロック[海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、串本、新宮]

○塗装工事(区画線)

	発注区分	地域条件	実績条件
現行	50万円以上	県内一円	国、和歌山県または高速道路株式会社等の法人 発注による同種工事の元請としての施工実績
	50万円未満		上記のほか、下請としての施工実績や和歌山県 を除く地方公共団体発注工事の元請として施工 実績
見直し後	100万円以上	県内一円	国、和歌山県または高速道路株式会社等の法人 発注による同種工事の元請としての施工実績
	100万円未満		上記のほか、下請としての施工実績や和歌山県 を除く地方公共団体発注工事の元請として施工 実績

○鋼構造物工事(鋼橋工事以外)

	発注区分	地域条件	実績条件
現行	300万円以上	県内一円	国、和歌山県または高速道路株式会社等の法人 発注による同種工事の元請としての施工実績
	300万円未満		上記のほか、下請としての施工実績や和歌山県 を除く地方公共団体発注工事の元請として施工 実績
見直し後	1,000万円以上	県内一円	国、和歌山県または高速道路株式会社等の法人 発注による同種工事の元請としての施工実績
	1,000万円未満		上記のほか、下請としての施工実績や和歌山県 を除く地方公共団体発注工事の元請として施工 実績

4. トンネルや長大橋において、工事の品質確保に必要となる管理体制を適正に評価する施工体制確認型総合評価落札方式を導入

トンネルや長大橋の施工において、品質や安全などの管理体制の確立が不可欠であるため、施工体制の確保状況の審査を実施するとともに、企業及び配置技術者の技術力を適正に評価するよう評価基準等の見直しを行います。

改定のポイント

施工体制確認型総合評価落札方式を新たに導入し、施工体制の確保の確実性や品質確保の実効性について評価し、特に、低入札調査基準価格を下回る入札者に対しては厳正な審査を行います。

また、WTO発注工事♦以外では、企業や配置技術者の技術力を適正に評価するため、企業に対しては、具体的な技術提案の配点の引き上げや、過去2年間の同業種工事の工事成績を評価項目に追加します。技術者に対しては、過去4年間の工事成績の評価を同業種工事に限定し、配点及び評価基準を引き上げて評価を行います。

○WTO発注工事♦

現 行

評価項目	評価内容	配点	得点
具体的な技術提案	・技術提案の内容	0~50	50.0
合計			50.0

見直し後

評価項目	評価内容	配点	得点
具体的な技術提案	・技術提案の内容	0~50	50.0
施工体制の確保	・施工体制確保の確実性	0,5,15	15.0
	・品質確保の実効性	0,5,15	15.0
合計			80.0



○WTO発注工事♦以外

現 行

評価項目	評価内容	配点	得点
具体的な技術提案	・具体的な技術提案	0~5	5.0
企業の施工能力	・契約後VEの採用実績の有無	0~1	1.0
	・県内での優良施工実績（同種工事）※1	0~2	2.0
配置予定技術者の能力	・過去4年間の工事成績の平均値※3	-1~1	1.0
	・継続教育(CPD)の取り組み状況	0~1	1.0
地域貢献	・本店の有無	0~1	1.0
	・県内企業育成への取り組み	0~1	1.0
	・県産品・リサイクル製品の積極利用	0~1	1.0
合計			13.0

見直し後

評価項目	評価内容	配点	得点
具体的な技術提案	・具体的な技術提案	0~15	15.0
削除			
企業の施工能力	・県内での優良施工実績（同種工事）※1	0~1	1.0
	・過去2年の工事成績※2の平均値	-1~2	2.0
配置予定技術者の能力	・過去4年間の工事成績の平均値※3	-1~2	2.0
	・継続教育(CPD)の取り組み状況	0~1	1.0
地域貢献	・本店の有無	0~1	1.0
	・県内企業育成への取り組み	0~1	1.0
	・県産品・リサイクル製品の積極利用	0~1	1.0
施工体制の確保	・施工体制確保の確実性	0,2,5,7,5	7.5
	・品質確保の実効性	0,2,5,7,5	7.5
合計			39.0



※1 65点から80点までを段階的に加点評価していたものを評価基準を70点以上に引上げ、配点を減

※2 企業の過去2年間の同業種の工事成績平均値70点以上を加点評価、65点未満を減点評価

※3 工事成績の平均値の対象業種を同業種に限定し、評価基準を65点から70点以上に引上げ満点を75点から80点以上とし、配点を増

◆WTO 発注工事：WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の基準額(予定価格 27.2 億円[R6. 4. 1-R8. 3. 31])以上の工事

5. 国土交通省（近畿地方整備局）発注工事の工事成績の活用について

近年県発注工事の受注のない企業の受注機会を確保するため、配置予定技術者の過去4年間の工事成績平均値について、県工事成績を有しない場合に限り、近畿地方整備局発注の県内工事の工事成績を、総合評価落札方式の評価対象とします。